

富士川町現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士川町建設工事標準請負契約約款第10条第3項の規定による現場代理人の工事現場に常駐する義務の規定の適用を緩和する場合の取扱いについて定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 請負者は、次の各号のいずれにも該当する工事について、1人の現場代理人に複数の工事の現場代理人を兼務させることができるものとする。ただし、契約担当者が安全管理上、常駐義務の規定を緩和できないと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 公共性のある施設若しくは工作物または多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事を発注する機関(国・県・市町村・民間事業者)が発注する工事であること。
- (2) 兼務する全ての工事の現場は、富士川町内または工事現場相互の間隔が10km程度(最も近い地点間の直線距離)以下の近接した場所であること。
- (3) 兼務する工事の請負代金額の合計が税込み4,000万円未満(建築一式8,000万円未満)の工事であること。(ただし、低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事は除く。)
- (4) 兼務するそれぞれの工事の特記仕様書等において兼務を禁じていないこと。

(兼務することができる工事)

第3条 現場代理人1人につき、兼務することができる工事の件数は、3件までとする。

2 現場代理人が工事を兼務するときは、次に掲げる事項に従事しなければならない。

- (1) いずれかの工事現場に駐在し、現場管理に当たること。
- (2) いずれかの工事現場に1日1回以上は駐在し、現場管理に当たること。

(現場代理人の兼務申請)

第4条 請負者は、現場代理人の兼務を希望する場合は、契約締結時又は契約締結後直ちに現場代理人兼務申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)により契約担当者に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請があった場合は、当該工事の主管課の長は、必要に応じ既に現場代理人として常駐している工事の主管課の長に意見を求め、兼務の適否を判断するものとする。

- 3 契約担当者は、兼務の適否が判断されたときは、速やかに請負者に対し現場代理人兼務承認・不承認書を交付するものとする。
- 4 前項の規定により現場代理人の兼務を承認された場合で、提出された申請書の記載内容について虚偽の記載等があったときは、現場代理人兼務承認取消通知書(様式第2号)により承認を取り消すものとする。
(連絡体制の確保)

第5条 請負者は、現場代理人の兼務が認められたときは、工事現場との連絡を確実に行うことができる体制を整えておかなければならない。

- 2 現場代理人は、監督員から立会いを求められたときは、常に立ち会うことができるようにしなければならない。
(請負者の義務)

第6条 第2条から前条までの規定は、現場代理人が工事現場を離れているときに請負者が負うべき義務を免除するものではない。
(兼務した場合の取扱い)

第7条 工事の主管課の長は、現場代理人が兼務した工事の施工中において、安全管理及び工程管理等の観点からその兼務を継続することが適当でないと認めるときは、その工事の請負者に対して説明を求めるものとし、改善が認められないときは、現場代理人の交替を求めるものとする。
(施工管理に関する取扱い)

第8条 請負者は、兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。
(変更契約時の取扱い)

第9条 契約担当者は、現場代理人を兼務とした工事について、その後の設計変更等の理由により第2条第2号に規定する金額以上となった場合においても、引き続き現場代理人の兼務を認めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年9月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 この要領は、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる工事については、施行日前に契約を締結した工事の兼務を認めるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。